

諫早市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年4月9日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和 6 年度定期監査（後期：1 月～2 月実施分）結果報告

1 監査の対象

健康保険部：保険年金課

上下水道局：水道課、上水管理センター、下水道課

教育委員会：教育総務課（給食センター、学校改革推進室含む）、学校教育課

※監査の対象年度：令和 5 年度

2 監査の期間

令和 7 年 1 月 7 日（火）から令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【上下水道局 下水道課】

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市上下水道局事務決裁規程第 4 条第 1 項によると、別表第 2 の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができると規定され、別表第 2 の 4 契約の手續に関する事項（5）検査の命令において、工事以外の契約で契約額が 5 0 0 万円以上の検査の命令の専決者は局次長と規定されているが、検査命令の決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。

については、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。

【教育委員会 教育総務課】

○ 収入事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市学校給食センター有価物売払い単価契約書第5条第2項によると、受注者は、発注者が発行する納入通知書により、納期限内に代金を納付するものとする定められているが、納入期限内に納付されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、収入事務について契約書に基づき適切に行われたい。

○ 物品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市物品会計規則に定められた様式第2号によると、重要物品管理記録票には写真を添付することと記載されているが、写真が添付されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、物品の管理について規則に基づき適正に行われたい。

【教育委員会 学校教育課】

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市契約規則第36条によると、監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする規定されているが、業務委託の履行期間の一部分に係る検査が、検査命令の決裁を受けずに行われている事例が見受けられた。

については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。